

IV 騒音規制法による規制（昭和43年6月10日法律第98号）

都道府県知事（市の区域内の地域については市長）は、騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定しなければならない。また、指定地域における規制基準を環境大臣が定める基準の範囲内において、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。町村は、定められた規制基準によって住民の生活環境を保全することが十分でないと認めるときは、環境大臣が定める基準の範囲内において、都道府県知事が定めた規制基準に代えて適用すべき規制基準を条例で定めることができる。

(1) 特定工場等（工場、事業場）及び特定建設作業における規制地域

区 域	騒音規制地域の区域の区分	特 定 建 設 作 業 騒 音 地 域 区 分
第一種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第1号区域
第二種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	
第三種区域	住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	
第四種区域	主として工業用の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	第2号区域

※ 県内各市町村における各区域の地域指定状況については p4-12 参照。

(2) 特定工場等（工場、事業場）に係る騒音の基準

区域	時間	昼間	朝夕	夜間
		午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第一種区域		50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域		60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域		65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域		70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

(注)

- 騒音の測定は、工場等の敷地境界線において行う。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(3) 特定建設作業に係る騒音の基準

規制種別	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準 値	85 デシベル	
作 業 時 刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと	午後10時～午前6時の時間内でないこと
※1日当たりの 作業時間	10時間/日を超えないこと	14時間/日を超えないこと
作 業 期 間	連続6日を超えないこと	
作 業 日	日曜日その他休日でないこと	

(注)

- 1 騒音の測定は、工場の敷地境界線において行う。その他測定方法の詳細については、(2) 特定工場等（工場、事業場）に係る騒音の基準の（注）2 及び 3 を参照すること。
- 2 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
- 3 次表のように災害等の非常事態の発生のため緊急を要する場合、人命、身体の危険防止の場合などはこの規制が適用されないこともある。
- 4 適用除外例（(2) の表の規制が除外される場合、○印で示す）

工 事 \ 項 目	作業時刻	1 日の当たりの 作業時間	作業期間	作業日
(1) 災害その他非常事態発生時	○	○	○	○
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要のある工事	○	○	○	○
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事	○	—	—	○
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通法による道路使用許可のある場合など	○	—	—	○
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事	—	—	—	○

(4) 騒音規制法に基づく特定工場において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定状況

市町村	規制区域			
	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
熊本市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	1 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 2 風致地区(「第一種区域」として指定される区域を除く) 3 「第一種区域」と「第三種区域」が隣接している地域のうち、その境界から「第三種区域」側の幅50メートルの区域並びに住居が集合している以下の地域 東区画図町重富、東区画図町所島、東区画図町下無田、西区城山半田1丁目から3丁目、西区城山薬師1丁目、2丁目、西区小島1丁目、3丁目、5丁目、西区小島上町、西区中原町、西区中島町のうち、用途地域の定めのない区域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域(臨港地区及び「第二種区域」として指定される区域を除く) 2 用途地域の定めのない区域(「第二種区域」として指定される区域を除く) 3 「第二種区域」と「第四種区域」及び「第一種区域」と「第四種区域」が隣接する地域のうち、その境界から「第四種区域」側の幅50メートルの区域	1 工業地域及び工業専用地域(第三種区域を除く) 2 臨港地区
八代市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	1 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 2 風致地区 3 工業地域のうち十条町4番、福正元町11番、福正元町12番及び福正元町13番の区域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域(臨港地区を除く。) 2 用途地域以外の地域(臨港地区及び風致地区を除く。) 3 第二種区域と第四種区域が隣接する地域については、その境界から第四種区域側の幅50mの区域	1 工業地域 工業専用地域 (いずれも、臨港地区及び第三種区域の地域を除く。工業地域においては、第二種区域の地域を除く。) 2 建町一番のうち臨港地区の区域
人吉市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域
荒尾市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域以外の地域 3 増永地番及び一部地番のうち工業地域の区域	工業地域(第三種区域の地域を除く。) 工業専用地域
水俣市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	1 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 2 白浜町一番のうち準工業地域の地域 3 長野町及び古城3丁目のうち準工業地域 4 用途地域以外の区域	1 近隣商業地域及び準工業地域(第二種区域の地域を除く) 2 第一種住居地域と工業地域が隣接している地域については、その境界から工業地域側の幅50メートルの区域(5の工業地域を除く) 3 第一種住居地域と工業専用地域が隣接している地域については、その境界から工業専用地域が隣接している地域については、その境界から工業専用地域側の幅50メートルの区域 4 第一種中高層住居専用地域と工業専用地域が隣接している地域については、その境界から工業専用区域側の幅50メートルの区域 5 塩浜町9番、10番、11番及び12番のうち工業地域の区域	工業地域及び工業専用地域(いずれも、第三種区域の地域を除く)

市町村	規制区域			
	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
玉名市 宇城市 天草市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域 工業専用地域
山鹿市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域以外の地域(第四種区域地域を除く)	1 工業地域 工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち、山鹿東部工業団地、堂原工業団地、若宮原工業団地、高橋工業団地、駄の原工業団地及び吉井工業団地の区域
宇土市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 2 用途地域以外の地域のうち新開町1212番地1、1213番地1、1145番地の区域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域以外の地域(第二種区域及び第四種区域の地域を除く。)	1 工業地域 工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち緑川工業団地及び花園地区工業団地の区域
苓北町	—	—	苓北町の区域の全域(第四種区域の地域を除く。)	内田工業団地及び九州電力苓北発電所の区域
上記を除く市町村	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域 工業専用地域

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 風致地区とは都市計画法第8条第1項第7号の区域をいう。
- 4 熊本市及び八代市以外の市町村の区域のうち、都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、規制区域から除く。
- 5 無人島は、規制区域から除く。
- 6 この告示の施行により、または用途地域が新たに定まったことにより、もしくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から3年間（条例における特定工場は1年間）は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。
- 7 山鹿市及び宇土市の第四種区域の欄の工業団地のうち、山鹿市に在る山鹿東部工業団地、堂原工業団地、若宮原工業団地、高橋工業団地、駄の原工業団地、及び美吉居工業団地並びに宇土市に在る花園地区工業団地は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第3項第1号に規定する工業等導入地区の区域である。
- 8 宇土市の第四種区域の欄の緑川工業団地は、宇土市新開町に所在する区域である。
- 9 苓北町の第四種区域の欄の内田工業団地は、苓北町内田字中村174番地1、174番地3、174番地4、174番地6及び190番地10並びに苓北町内田字堂ノ下193番地1に所在する工業団地である。九州電力(株)苓北発電所は、苓北町年柄字苓陽1091番地、1091番地3及び1091番地4に所在する発電所である。

(5) 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域の区分

第1号区域	(4)の区分（騒音規制法に基づく特定工場および特定建設作業に係る規制地域）が第一種区域、第二種区域及び第三種区域の地域
第2号区域	(4)の区分（騒音規制法に基づく特定工場および特定建設作業に係る規制地域）が第四種区域の地域

(6) 自動車騒音の基準

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 午前 6 時から 間 午後 10 時まで	夜 午後 10 時から 間 翌日の午前 6 時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の境界線から 20m までの範囲をいう。）については、上表にかかわらず、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

(注) 1 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

2 等価騒音レベルにより評価する。

3 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。

熊本県内の町村における自動車騒音の要請限度の区分は、以下のとおりである。

区 域	要請限度の区域区分
a 区 域	騒音に係る環境基準の類型が A の地域
b 区 域	騒音に係る環境基準の類型が B の地域
c 区 域	騒音に係る環境基準の類型が C の地域

※熊本県内の市における自動車騒音の要請限度の区分は、各市にお尋ねください。

(7) 騒音規制法に係る特定施設及び特定建設作業

ア 騒音に係る特定施設（法施行令別表第1）

1 金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2 空気圧縮機及び送風機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）
5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）
6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
8 抄紙機
9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10 合成樹脂用射出成形機
11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

イ 特定建設作業（法施行令別表第2）

1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2 びょう打機を使用する作業
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては 1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。）
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又は、アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8 ブルトーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

(注) 平成9年9月環境庁告示第54号の別表第1号の規定に該当する低騒音型建設機械を使用する作業は、特定建設作業から除外されます（県条例の対象になる場合は別途届出等が必要です。p4-20表イ参照）。